

第2章

思いやりのある 健康・医療・福祉の まちづくり



第2章 思いやりのある健康・医療・福祉のまちづくり

第1節 保健・医療の充実

現状と課題

生涯にわたり、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進を図ることが、町民一人ひとりに求められています。そこで、健康に対する知識の普及や啓発、各種健診の受診勧奨、特定保健指導の実施等を行っていますが、医療費の増大や疾病の重症化、生活習慣病予備群の増加など、健康課題は多くあります。

医療の充実については、町立診療所の整備をはじめ、一次医療の確保と二次医療機関との連携による救急医療体制の整備を行っています。今後も、安定した医療従事者の確保、救急医療体制存続のため、引き続き適正受診の啓発に努める必要があります。

また、社会の変化に伴い、核家族や移住家族、ひとり親家庭、多子家族など子育て世代を取り巻く環境は大きく変化しており、子育て世代を包括的に支援する体制づくりが求められています。

このような状況の中、本町の保健・医療が充実していくためには、自助・共助の体制づくりを確立する必要があります。自分の健康は自分で守る意識づけとともに、自治会、ボランティア組織等による健康づくり・まちづくりの活性が重要となります。

政策の基本方針

乳幼児から高齢者まで、すべての町民が健康を保持・増進するため、健康に対する知識の普及ならびに継続した各種健診の受診行動と健康行動（生活習慣の改善）の促進に向けた取組を進めます。

また、子育て世代包括支援センターの機能を強化し、切れ目ない支援の提供ならびに子育て世代を応援する町づくりを進めていきます。

同時に、かかりつけ医制度の拡充促進、町内医療機関との連携による一次医療の安定した確保を図るとともに、肝属郡医師会、鹿屋市医師会等と連携しながら、救急医療体制の整備を行っていきます。

社会保障制度の持続に向け、国民健康保険制度の適正な運用を図っていきます。

施策の体系

第1項 健康の増進

(1) 健（検）診受診の推進

若年層からの健（検）診受診の推進及び生活習慣の改善に努めるとともに、町民への受診勧奨等を行い、疾病予防、早期発見、早期治療、健康増進、健康意識の向上に努めます。

また、健（検）診受診後の精密検査の受診率向上を目指します。

(3) 妊産婦の健康の確保と育児不安の軽減

不妊治療から妊娠・出産・育児まで、切れ目ない支援を提供するため、不妊治療に関する支援の充実、産後ケア事業の整備を行うとともに、関係機関との連携強化を図ります。

育児不安の軽減を目的に、子育てサポートリーダーの活動を新設するとともに、何時でも相談できるITを活用した相談窓口の体制を構築し、子育てを応援する町づくりを推進します。

(2) 町民の健康づくりの推進

町民の健康づくりの促進と、健康づくりに対する意識を広く普及するために、各種検診、健康相談、健康教育、31度線ウォークなどへの参加促進を図ることを目的とした健康づくりマイレージ事業等の取組の拡充を図ります。

(4) 乳幼児・児童の健康の確保及び増進

乳幼児の各種健診、育児相談等を通し、子育て意識の啓発や正しい育児情報の提供に努めます。

また、保育所・教育機関等と連携し、個々に応じた発達の促進ならびに地域単位で健全な発育発達を促す基盤づくりを行います。18歳未満の子どもたちが安心して暮らせる健康づくりを推進します。

第2項 医療支援と医療体制の確保

(1) 診療所の運営

町民の健康増進を図るため、町内4か所の町立診療所の運営を継続し、経年劣化による医療機器の更新を行うとともに、一次医療機関として必要な医療機器の整備や、医療従事者の確保により、総合的な医療体制の充実を図ります。

(3) 夜間急病センターの活用

近年、時間外外来受診が増大し救急医療体制の存続が危ぶまれていることから救急医療に対する適正受診の啓発を行います。

また、鹿屋市に設置された「大隅広域夜間急病センター」と連携することで、安定した救急医療体制の確保を図ります。

(2) 医療機関等との連携

肝属郡医師会による在宅当番医制事業やなごう地域の医療機関による病院群輪番制事業によって、休日または夜間における一次救急医療体制の確保及び重症救急患者の医療確保に努めます。

第3項 国民健康保険事業の推進

(1) 特定健診・特定保健指導の推進

特定健診は、糖尿病等の生活習慣病に着目した、40歳から74歳を対象とした保険者に義務付けられた健診制度です。被保険者の健康保持増進を図るため、特定健診受診率向上を目指す施策を実施するとともに、特定保健指導を推進します。

(3) 国民健康保険事業の健全化の推進

保健師・管理栄養士等による訪問指導の充実を図るとともに、食の改善や運動習慣の定着化など自主的な健康管理を促進して、医療費の適正化を図ります。

(2) 重症化予防の充実

個別訪問による食生活改善指導の強化など、糖尿病等の生活習慣病の重症化、合併症の発症、病状の進行等の予防に重点を置いた対策を推進します。

第2章 思いやりのある健康・医療・福祉のまちづくり



第2章 思いやりのある健康・医療・福祉のまちづくり

第2節 子育て支援・児童福祉の充実

現状と課題

本町は、これまで子育て支援の基本的方向を示した「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保育所、幼稚園や子育て支援センターなどを中核施設として、子育て家庭を支援してきました。

その中で、近年の少子化の進行に歯止めをかけ、出産・育児に係る経済的な負担を軽減するため子育て支援特別手当支給事業や医療費助成事業を実施し、子育て家庭への支援に取り組んでいます。また、子育てをしながら働きやすいよう様々な保育ニーズに適正に対応できるような保育サービスの充実に努めています。

さらに、令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化が始まりました。幼稚園や保育施設に通う子どもがいる家庭に対する支援については、子育ての不安や孤独感を払拭できるよう地域ぐるみで安心して子育てができる仕組みづくりが求められ、新たな制度を踏まえて適切に対応していく必要があります。

政策の基本方針

保育サービスのさらなる充実や地域子ども・子育て支援事業の推進など、子どもを安心して産み育てることができる環境づくりを推進します。

また、多様なニーズに対応した質の高い保育・教育サービスを実現するため、幼保一体化などへの取組を進めます。

さらに、出産や子育ての不安を解消するため、出産・子育てに係る経済・精神的な負担の軽減を図るとともに、地域が一体となって子育てを支援する仕組みづくりを推進します。

第2章 思いやりのある健康・医療・福祉のまちづくり

施策の体系

第1項 子育て支援の充実

(1) 子育て支援の充実

子どもが健やかに成長し、保護者が安心して子どもを産み育てることができるよう、保育所や子育て支援センター、子育て応援センター「みなまある」を中核として地域全体で子どもの育ちと子育てを支援します。

また、地域で子育て世代を応援する体制づくりを推進し、育児の孤立・精神的負担の軽減を図ります。

(2) 保育の充実

保育施設のさらなる質の向上に努めるとともに、延長保育、一時預かり保育、障がい児保育など、子ども・子育て支援事業計画の策定内容に沿って、保育所等との連携を図りながら多様な保育サービスのニーズに応えます。

また、児童の健全育成を図るために、放課後児童クラブを充実します。

第2項 少子化対策の推進

(1) 経済的な負担の軽減

子どもの出産・育児に係る負担の軽減のため、子育て支援特別手当支給事業を継続して実施するなど、健やかな成長と将来の町の発展のため、次代を担う人材育成に努めます。

また、高校修了前までの子どもの医療費無料化を継続して実施し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。



第2章 思いやりのある健康・医療・福祉のまちづくり

第3節 高齢者福祉の充実

現状と課題

本町の高齢化率は、令和2年1月現在、48.5%となっていますが、その8割以上が介護を必要としない元気な高齢者です。元気高齢者は、就労、ボランティア、生涯学習、余暇活動などを通じ、積極的に社会参加し、活動的な生活を実現しています。健康な高齢者が地域で生きがいを持って健やかに安心して暮らしていける環境づくりが必要で、健康の保持増進とともに保健福祉サービスの充実が不可欠となります。

一方、令和元年12月末現在、要介護認定者は764名となっており、認知症や要介護など、社会的な支援を必要とする状態の高齢者が多くいます。こうした状況を踏まえ、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、高齢者が住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、在宅福祉サービスの充実や労働機会の提供、生きがいづくり等の施策を総合的かつ計画的に進めてきました。

今後、後期高齢者の増加や核家族化等による一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加が予想される中で、今まで以上に地域の人材確保に努め、地域や社会福祉法人、NPO、ボランティア団体などとの連携強化による高齢者福祉を支える仕組みづくりが求められています。

また、高齢者の生活機能の低下を未然に防止する介護予防の推進や在宅福祉サービスの充実、介護・福祉サービス人材の質の向上など、介護保険制度の適正かつ持続的な運営を図り、高齢者の医療・福祉・介護の充実を進めていくことが重要です。

政策の基本方針

団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年を見据えて、本町における地域包括ケアシステムの充実を図るため、医療・介護・予防の一体的な提供、多様な生活支援の提供を、地域で活動する多様な担い手との協働、支え合いにより推進していきます。

また、介護が必要になる前の段階から生活機能の低下を予防することで、要介護状態にならないよう介護予防事業を推進します。併せて高齢者が個々の能力に応じて主体的に社会に参加し、一人ひとりの自立した生活ができる地域づくりを目指します。

さらに、地域の中で支援を必要とする人を地域の中で支えていく仕組みを作り、住み慣れた地域で暮らし続けられる地域共生社会を実現していきます。また、高齢者の意思を尊重し、尊厳が守られるよう、高齢者虐待の防止及び相談支援に努めます。

介護の必要な高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らすために、必要な介護サービスの計画的な提供に努めます。また、介護保険制度を安定的に運営していくために、その人の心身の状態にあった適切な要介護認定に努め、適正な給付を図るとともに、持続可能な制度運営を目指します。

施策の体系

第1項 地域包括ケアシステムの深化・推進

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

地域包括ケアシステムは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制です。

本町においては医療・介護等の社会資源が少ない状況ではありますが、『地区社会福祉協議会』の設置・活動を促進し、創意工夫を行うことで、本町の实情に合わせて全世代・全対象型へ地域包括ケアシステムを発展させていきます。

(3) 認知症施策の推進

認知症高齢者にやさしい地域づくりに向け、認知症予防をすすめるとともに、たとえ認知症になってもその人が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、認知症のケアパスに基づき、知識の普及・啓発を推進します。

また、増加する認知症高齢者への早期診断・早期対応を図るための体制づくり、認知症ケアの質の向上などにも取り組めます。

(2) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括ケアの体制づくりにおいては、地域包括支援センターが中核的な機関として重要な役割を担っています。

高齢者の総合相談業務、介護予防ケアマネジメント業務、権利擁護業務、包括的継続的ケアマネジメント業務を行うほか、地域ケア個別会議の充実、認知症施策の推進、介護予防の推進、日常生活支援サービスの推進、地域包括支援センターの機能評価などを実施し、地域包括支援センターの機能強化を図ります。

第2項 介護予防の推進・社会参加の促進

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

介護予防・日常生活支援総合事業は、機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけでなく、高齢者本人を取り巻く環境や地域も含めてアプローチができるよう、介護予防事業を見直した事業です。年齢や心身の状態を考慮し、自立支援に関する取組を推進するため、リハビリを中心とした介護予防の機能強化を図ります。負担の軽減を図ります。

(3) 社会参加の促進

高齢者が個々の能力に応じて主体的に社会に参加し、一人ひとりの自立した生活ができる地域づくりを目指し、単位老人クラブや町老人クラブ連合会等への支援、社会参加に向けた交通機関の利用促進等を行います。

(2) 高齢者の積極的な社会参加

高齢者自身が地域社会の中で自らの経験と知識を生かして、積極的な役割を果たしていくような社会づくりを進めるため、高齢者の就労をはじめ、社会福祉大会や知恵袋活動推進事業、シルバー人材センターの充実、いきいきふれあいサロン活動への支援など、自主的な活動に気軽に参加ができるような環境づくりを進めます。

第2章 思いやりのある健康・医療・福祉のまちづくり

第3項 高齢者や家族の安心・安全の確保

(1) 町民同士の支え合い、助け合いの促進

地域の中で支援を必要とする人に、地域の中で支えていく仕組みづくりを校区や地区単位で進めます。

また、地域で活動する様々な団体やグループを表彰し、その活動を広く町民に周知することで、活動意欲の促進や新たな活動グループの掘り起こしに努めます。

さらに、介護経験の地域への還元、現在介護している介護者の精神的負担の軽減のために、介護者同士の交流機会の提供に努めます。

(3) 高齢者在宅福祉サービスの充実

在宅の要援護者に対する介護に関する総合的な相談、適切な保健福祉サービスが受けられるよう行政機関やサービス実施機関等との連絡調整を行うために、在宅介護支援センター機能の充実を図ります。また、高齢者の実態把握や要援護者の見守り活動、相談支援業務を行っていきます。

また、町内の高齢者が在宅で安心して暮せるように、「食」の自立支援事業、生活支援型ホームヘルプサービス事業など必要な福祉サービスを提供します。

(2) 高齢者の尊厳を守るための取組

高齢者虐待防止法の趣旨を踏まえ、町民に対して様々な媒体による知識・理解の普及・啓発に取り組みます。また町内関係機関等への周知及び虐待抑止・防止及び職員のスキルアップを目的とした定期的な研修会の実施を行います。

さらに、認知症等で日常生活において判断能力が不十分な場合の対応として、成年後見制度の活用を促すとともに、制度の利用が困難な人に対し必要な支援を行います。

(4) 災害時の支援体制の整備・充実

地震や台風などの自然による災害や大規模災害時の要配慮者の避難について、福祉施設の利用や福祉避難所の開設などが円滑かつ迅速に対応できるような体制を整えています。また、大規模災害時には、町内の福祉施設・事業所と福祉避難所開設及び人的支援に関する協定を締結しています。

今後は、避難行動要支援者名簿の整理を行い、各地域の災害対策支援組織等との連携を確立させ、防災訓練等を実施するなど災害時の支援体制の整備・充実を図っていきます。

第4項 介護保険サービスの適切な提供

(1) 介護保険事業の円滑、適正な運営

介護保険事業を円滑、適正に運営するために、その人の心身の状態にあった適切な要介護認定に努め、利用者への情報提供や支援、介護サービスの質の向上、介護給付の適正化等を図ります。

(2) サービスの質の向上への取組

利用者が安心してサービスを受けることができるよう、関係機関との連携を強化します。また、介護ニーズに的確に対応し、サービスを安定的に供給するため、施設整備に合わせた人材確保と、質の高いサービスを提供できる人材の育成を行います。

【地域包括ケアシステム】

介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」の5つのサービスを、一体的に受けられる支援体制のことです。国は自治体に、

団塊の世代が75歳以上になる2025（平成37）年をめどに整備を促しています。

第2章 思いやりのある健康・医療・福祉のまちづくり



第2章 思いやりのある健康・医療・福祉のまちづくり

第4節 障がい者福祉の充実

現状と課題

平成28年4月に施行された障害者差別解消法は、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として掲げ、行政機関及び事業者に対し、差別の解消に向けた具体的な取組を求めています。

本町の障がい児・障がい者数は、令和元年12月1日現在で816人、人口に対する割合は11.9%であり、住民の約9人に1人以上が身体、知的又は精神障がいがあるという状況です。また、障がい児・障がい者は、65歳以上が73%を占めています。

本町では、総合的にサービス提供を行いながら、制度変革に対応したサービス提供を進めています。障がいのある人の地域生活を支援するため、相談支援の推進に努めるとともに、日中活動の場の整備や、障がい福祉サービスの充実を図り、障がいのある人が、地域で自立した生活を送れるように支援しています。

このように、障がい福祉への理解やノーマライゼーションの理念の普及と啓発に努めてきましたが、依然として様々な障壁（バリア）が存在しているのも事実です。

そのため、国の制度改革の動向を踏まえながら、地域において障がい者の自立と社会参画がより一層進むよう、障がい福祉サービスや権利擁護の充実、障がい福祉への理解やノーマライゼーションの理念の普及啓発など、さらに支援を充実させていく必要があります。

政策の基本方針

障がい者基本法に基づき策定された「南大隅町障がい者計画・南大隅町障がい者福祉計画」の基本理念を軸に、障がいを持つ人がそれぞれの年代のあらゆる生活段階において、地域社会の中で生き生きと自立した生活ができるよう、障がい者福祉サービスの充実を図ります。

また、身近な地域での支えあいと広域における相互機能補完など、持続可能な支援体制づくりを推進し、障がいを持つ人の社会参加を促進すべく、就労と雇用機会の拡大に努めます。

施策の体系

第1項 障がい者の自立支援の充実

(1) 障がい福祉サービスの充実

障がいを持つ人が自立した生活が送れるように、南大隅町障がい者福祉計画に基づいて、各種福祉サービスの提供により日常生活を支援します。

また、サービスを必要としている人の把握に努めるとともに、在宅福祉サービスの質・量の充実を図り、地域での生活を支援します。

(3) 早期療育の実施

乳幼児健診等と連携して、発達障がい等を早期に発見し、適切な療育を提供するよう努めます。

(2) 相談・支援体制の充実

肝属地区障がい者基幹相談支援センターや心身障がい者相談員と連携し、障がい者やその家族のニーズに合わせた支援が行えるような相談・支援体制の充実を図ります。

また、身寄りのない障がい者や、判断能力が十分でない障がい者も、適切なサービスを受けながら安心して生活できるよう、権利擁護事業や成年後見制度の活用を促進します。

第2項 障がい者の社会参加の促進

(1) 就労と雇用機会の拡大

障がいの種別や程度に関わらず、社会の一員として互いに尊重され、支え合う地域社会の実現に向け、町民の障がい者理解を進めるための啓発活動やボランティア団体、障がい者団体の活動を支援します。

また、ハローワークや障がい者の職業支援機関と連携し、障がい者の就労の促進や定着支援を図ります。

(2) 優先調達への推進

行政など公的機関が物品やサービスを調達する場合には、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することで、障がい者就労施設で就労する障がい者の経済面の自立を支援します。

第2章 思いやりのある健康・医療・福祉のまちづくり

第5節 地域福祉の充実

現状と課題

本格的な少子高齢化の進展や核家族化を主な要因とした家庭機能の変容による地域社会の変化に加え、身近な町民同士のコミュニケーション不足を要因とした町民の福祉ニーズが増大、多様化しており、行政サービスだけでは、担えないことも増えています。

このような中で、本町では、社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会、地域の福祉を担うボランティアグループなど各種団体とともに、様々な福祉サービスを展開しています。

また、社会福祉協議会の組織強化、事務事業の合理化並びに町民が平等に質の高いサービスや事業を利用できるよう啓発を行っています。

今後も、町民一人ひとりの地域福祉に関する意識を高揚し、情報提供の充実を図り、地域福祉における担い手を育成していくことが重要です。

さらに、地域の様々な住民組織や民生委員・児童委員協議会や社会福祉協議会などの地域福祉団体、民間企業等とのネットワークづくりなどに努めていく必要があります。

政策の基本方針

町民が安心して生活できる地域社会の実現に向け、町民・地域・行政が一体となって、社会全体で助けあい支えあう仕組みづくりを推進します。

そのため、地域で地域福祉活動を行う人材の発掘・育成に努めるほか、社会福祉協議会における地域福祉推進の強化、行政職員の福祉の専門性の向上に努めます。

また、地域での福祉活動を効果的に進めるための体制を組織化し、地域と社会福祉協議会、福祉関係事業所、行政が連携できる体制を整えます。

さらに、地域住民が福祉に関する意識を高め、自分たちの発想で主体的に取り組み、地域の互助・共助を再生するための支援を行います。

施策の体系

第1項 地域福祉の担い手育成

(1) 地域の福祉人材の発掘・育成

地域における福祉活動を担う人材を育成するため、地域住民や町内の小中学校・高校を対象として、福祉出前講座や福祉体験学習・研修会を行うほか、ボランティア育成や認知症サポーターの養成と活動の促進を図ります。

(3) 職員の福祉意識と専門性の向上

職員がそれぞれの地域で福祉のまちづくりに参加し、地域づくりへつながる取組であるとの意識改革を図ります。

また、介護福祉課職員の福祉に対する専門的知識と技能を養成すると共に、福祉専門職員の確保を目指します。

さらに、庁内関係課が横断的に連携した施策の推進に取り組みます。

(2) 域福祉推進体制の強化

社会福祉協議会を中心とした地域福祉推進体制の強化を図るため、社会福祉協議会に地域福祉を推進する職員の増員を検討・支援するほか、町内旧小学校区単位での地区社会福祉協議会の設立を目指すなど、行政との連携・協働体制の強化を図ります。

第2項 地域福祉を支えるネットワークづくり

(1) 包括的相談支援体制の整備

地域における課題が多様化、複雑化しているため、全世代、全対象型の地域包括的相談支援体制の検討を行い、整備を目指します。

(2) 地区社会福祉協議会の整備・活動支援

地域における福祉の自治組織として社会福祉協議会が取り組んでいる『地区社会福祉協議会』の設置が各地区・校区で円滑に行われるよう、協働して取り組んでいきます。

第3項 福祉のまちづくりの推進

(1) 住民の福祉意識の醸成

地域住民が福祉に関する意識を高め、自分たちの発想で主体的に取り組み、地域の互助・共助を再生するために、福祉出前講座の実施、地域と行政、関係機関・団体等とのネットワーク体制の整備、社会福祉大会等を通じた地域福祉活動の発表の場づくりなどを行います。

(2) 自殺対策の総合的推進

健康で生きがいを持って暮らすことができるよう、住民のこころと命を守る対策として、自殺対策計画を策定し、生きることの包括的な支援として推進します。

